

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る予算流用について

1 概要

国が定めた新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領に基づき、一定の要件を満たす困窮世帯に対して自立支援金を支給しているところだが、支給対象世帯数が増加したため、予算の一部を流用し、支払処理を進めるもの。

2 背景

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対する支援策として、国は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度を創設した。
- ・本市では、令和3年7月1日から申請受付を開始しているが、長期化するコロナの影響を受け、令和3年11月19日閣議決定の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、申請期限の延長や支給要件の緩和などの制度改正が示され、11月30日付けで施行された。
- ・それにより、事業費の不足が見込まれることから、2月議会での追加を予定しているところであるが、議決予定日前に予算の不足が見込まれることから、流用戻しを前提とした流用により対応するものである。
- ・財源は「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」で、補助率は10/10（全額国庫負担）。

3 流用額 50,500 千円

【流用先】

款3 民生費 項1 社会福祉費 目1 社会福祉総務費 (単位：千円)

事業	内容	金額
新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金支給事業	消耗品	200
	郵便料	300
	扶助費	50,000

【流用元】

款3 民生費 項1 社会福祉費 目4 障害者総務費 (単位：千円)

事業	内容	金額
障害者自立支援給付事業 介護給付等事業	扶助費	△50,500

4 流用後の対応

2月補正予算議決後、同額を流用戻しする予定。